



山形県公報

平成19年1月26日(金)
第1810号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

|                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則..... | (情報企画課) ...40 |
| 山形県消防学校規則の一部を改正する規則.....          | (総合防災課) ...41 |

### 告 示

|                                                   |                        |
|---------------------------------------------------|------------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                            | (健康福祉企画課) ...42        |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                         | (同) ...同               |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....                         | (同) ...同               |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                            | (同) ...43              |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の<br>変更..... | (村山総合支庁福祉課) ...同       |
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....                | (経営安定対策課) ...同         |
| 家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求.....                      | (エコ農業推進課) ...同         |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                               | (最上総合支庁農村計画課) ...44    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                               | (同) ...45              |
| 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....                           | (最上総合支庁農村整備課) ...同     |
| 土地改良区連合の清算人の退任の届出.....                            | (庄内総合支庁農村計画課) ...同     |
| 山形県海面漁業調整規則に基づく処分をするための聴聞.....                    | (庄内総合支庁水産課) ...46      |
| 地域森林計画の公表.....                                    | (森 林 課) ...同           |
| 地域森林計画の変更の公表.....                                 | (同) ...同               |
| 開発行為に関する工事の完了.....                                | (村山総合支庁建築課) ...同       |
| 県道の供用の開始.....                                     | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...47 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                                   |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---|
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において<br>指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... | 同 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---|

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

|                 |   |
|-----------------|---|
| 水産動物の採捕の禁止..... | 同 |
|-----------------|---|

### 公 告

|                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ...同  |
| 同.....                    | (置賜総合支庁企画振興課) ...48 |
| 同.....                    | (同) ...同            |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (同) ...49           |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (村山総合支庁建築課) ...同    |
| 同.....                    | (置賜総合支庁建築課) ...51   |

|                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| 同                          | ..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...53 |
| 同                          | ..... (庄内総合支庁建築課) ...55      |
| 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表..... | (監査委員) ...58                 |
| 同                          | ..... (同) ...62              |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....       | (病院事業局) ...66                |

## 規 則

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第 4 号

#### 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知事等に係る手続等(法令又は条例等(条例及び知事等の規則をいう。以下同じ。))に基づくもの以外のものを含む。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 知事等 知事、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会又はこれらに置かれる機関をいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。

(3) 電子証明書 次に掲げるもの(知事等の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。)をいう。

イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書

ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)

ニ 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれら者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、知事が適当と認めるもの

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他知事等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機(知事が定める技術的基準に適合するものに限る。以下同じ。)から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等(以下「添付書類」という。)に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項(前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。)を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち知事が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。

3 第1項の申請等のうち氏名又は名称を明らかにする必要があるものとして知事が定めるものを行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行わなければならない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて提出する必要がある)

あるものを含む。)について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 第1項の申請等を行う者は、第7条第1項の規定により電子署名を送信するときは、添付書類のうち知事が定めるものに記載されている事項又は記載すべきこととされている事項の送信及び当該事項が記載された書面等の提出を省略することができる。

6 知事等は、第1項の申請等を行う者が添付書類記載事項を送信したときは、当該添付書類記載事項の確認のために必要な限度において、添付書類を提出させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 知事等は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 知事等は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、知事等の使用に係る電子計算機から入力し、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 知事等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他知事等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 知事等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 知事等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で知事が定めるものについては、当該措置を省略することができる。

2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

第8条 知事等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

2 知事等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、知事等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

山形県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第5号

山形県消防学校規則の一部を改正する規則

山形県消防学校規則(平成10年3月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「消防学校の教育訓練の基準(昭和45年消防庁告示第1号)に準じて」を「消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)を勘案して」に改める。

別表種類の欄中 「普通教育」 を 「基礎教育」 に改め、同表専科教育の項対象者の欄中「普通教育」を「基礎教育」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

 告 示
 

---

## 山形県告示第65号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 青 山 皮 膚 科         | 山形市五十鈴一丁目8番14号      | 平成18.12. 1 |
| 蔵 王 温 泉 ク リ ニ ッ ク | 山形市蔵王温泉903番6号       | 同          |
| 堀 齒 科 医 院         | 山形市下条町二丁目4番13号      | 同 12. 6    |

## 山形県告示第66号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称       | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|-------------------------|---------------------|------------|
| す ず か わ た な か 皮 膚 科 医 院 | 山形市花楸一丁目21番8号       | 平成18.11.25 |

## 山形県告示第67号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 休 止 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 沼 木 内 科 医 院       | 山形市明神前34番3号         | 平成18. 7. 1 |

山形県告示第68号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|----------------------|------------------|-----------------------|------------|
| 介護ハウスかじょう            | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 山形市城北町一丁目9番7号         | 平成18.12.25 |
| ケアサポート24             | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 最上郡鮭川村大字中渡1315番地2     | 同          |
| ケアサポート24指定居宅介護支援事業所  | 居宅介護支援           | 同                     | 同          |

山形県告示第69号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地         |                | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日     |
|------------------------------------|---------------------|----------------|-------------|-----------|
|                                    | 変更前                 | 変更後            |             |           |
| 特定非営利活動法人一歩・一歩の会<br>山形市深町一丁目9-14番地 | 指定障害者福祉サービス事業所ハーモニィ |                | 自立訓練        | 平成18.11.1 |
|                                    | 山形市高堂二丁目3-5         | 山形市深町一丁目9-14番地 |             |           |

山形県告示第70号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.40%」を「年0.55%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年12月20日から適用する。
- 平成18年12月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第71号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条の規定により、次のとおり報告を求める。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 報告すべき者  
飼養羽数1,000羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 報告すべき事項  
(1) 農場についての次に掲げる事項に係る月曜日から日曜日まで(第1回目の報告は、平成19年2月5日(月))

から同月11日（日）まで）の状況

イ 飼養羽数

ロ 死亡羽数

ハ 家畜の健康状態

(2) 通常の死亡率と異なる等、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、その状況

#### 4 報告書の提出期限

(1) 3の(1)については、翌週の火曜日（第1回目の提出は、平成19年2月13日（火）とする。）

(2) 3の(2)については、直ちに。

#### 5 報告書の提出先及び提出方法

(1) 提出先

対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所

(2) 提出方法

電子メール、ファクシミリその他対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所長が指示する方法により提出するものとする。

#### 6 その他必要な事項

(1) 本告示が適用される期間は、当分の間とする。

(2) 詳細については、次の部署に問い合わせること。

イ 農林水産部エコ農業推進課畜産室（電話 023 - 630 - 2470）

ロ 中央家畜保健衛生所（電話 023 - 686 - 4410）

ハ 最上家畜保健衛生所（電話 0233 - 28 - 7768）

ニ 置賜家畜保健衛生所（電話 0238 - 43 - 3217）

ホ 庄内家畜保健衛生所（電話 0234 - 42 - 3331）

#### 山形県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、幅土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 阿 部 健 一   | 最上郡舟形町長沢558 - 甲 |
| 同        | 加 々 美 長 悦 | 同 418 - 3       |
| 同        | 矢 野 哲 夫   | 同 226           |
| 同        | 伊 藤 誠 悦   | 同 767           |
| 同        | 伊 藤 準 悦   | 同 341 - 2       |
| 同        | 二 戸 徳 善   | 同 3958 - 2      |
| 同        | 岸 新 也     | 同 231           |
| 監 事      | 渡 部 一 樹   | 同 547           |
| 同        | 八 鍬 庄 助   | 同 480 - 2       |

## 山形県告示第73号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、幅土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 加 々 美 長 悦 | 最上郡舟形町長沢418 - 3 |
| 同        | 伊 藤 準 悦   | 同 341 - 2       |
| 同        | 二 戸 徳 善   | 同 3958 - 2      |
| 同        | 岸 新 也     | 同 231           |
| 同        | 伊 藤 常 幸   | 同 238           |
| 同        | 伊 藤 敬 一   | 同 760           |
| 同        | 伊 藤 秀 樹   | 同 767           |
| 監 事      | 渡 部 一 樹   | 同 547           |
| 同        | 八 鍬 庄 助   | 同 480 - 2       |

## 山形県告示第74号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営柏木山地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

新庄市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成19年 1月29日から同年 2月26日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第75号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人赤川土地改良区連合の次の清算人が退任した旨の届出があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 住 所                 |
|---------|---------------------|
| 五 十 嵐 昇 | 鶴岡市板井川字片茎112番地      |
| 清 和 亮 次 | 東田川郡三川町大字助川字北畑232番地 |
| 五 十 嵐 繁 | 鶴岡市松根字中松根61番地       |
| 富 樫 達 喜 | 同 三和字本田前25番地        |
| 松 浦 茂   | 同 小淀川丙15番地          |

## 山形県告示第76号

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第45条第3項の規定により、同条第1項前段の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日 時 平成19年 2月20日（火）午後 1時30分から
- 2 場 所 酒田市山居町二丁目14番23号  
庄内総合支庁産業経済部水産課 大会議室（3階）

## 山形県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により置賜森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該計画書の写しを農林水産部森林課及び当該森林計画区を所管する総合支庁産業経済部において縦覧に供する。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により最上村山森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る計画書の写しを農林水産部森林課及び当該森林計画区を所管する総合支庁産業経済部において縦覧に供する。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第79号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年 9月11日 指令村総建第5009号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町近江12番 2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡山辺町大字大塚116番  
東海林文逸・東海林健治

## 山形県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年1月26日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字中山字水神2858番3から  
同 字下柏立176番23まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 1月26日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第2号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年 1月26日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

「天童市 日光住宅集会場  
" 天童市農業センター」を「天童市 天童市農業センター」に改める。

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

## 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成19年 1月26日

山形県内水面漁場管理委員会  
会長 設 楽 作 巳

芋川及びその支流における魚類の採捕は、平成19年3月1日から平成21年9月30日までの間、禁止する。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために採捕については、この限りでない。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 1月 9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名 称  
特定非営利活動法人 Yamagata 1 コンソーシアム

## (2) 代表者の氏名

海谷 美樹

## (3) 主たる事務所の所在地

東根市中央東三丁目 2 番54号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、主に山形県内において、市民団体・自治体・企業がパートナーシップにより、地域の情報環境改善活動に取り組むための助言・援助・実践事業を行い、よって参加型の自立した地域情報システムの構築に寄与することを目的とする。また、この法人が「市民セクター」として自立、成長することにより、自治体や企業では担えない社会的ニーズに対応できる持続的、発展的な市民活動団体となることを目指す。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成19年 1月11日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 しらたか

## (2) 代表者の氏名

清野 國夫

## (3) 主たる事務所の所在地

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙980番地の 5

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、白鷹町の住民や事業主に対し、まちづくり・人づくりを中心とした地域活性化の活動と、商店街が行う諸活動への提言や、地域特産品の開発・PRなどの支援に関する事業を行うことにより、まちづくりの推進を図り地域社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成19年 1月11日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 ホープ米沢

## (2) 代表者の氏名

齋藤 孝昭

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市城北一丁目 3 番18号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神疾患を患い回復途上にありながら、社会適応力などがまだ充分でない障害者に対し、作業所等において、自立生活支援及び社会復帰支援に関する事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 あおぞらネット
  - (2) 代表者の氏名  
落合 重忠
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市徳町4番48-1号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、米沢市および周辺地域で生活する人々、ならびに、この法人の行う事業を必要とするすべての人々に対して、生活上のさまざまなバリア(障壁)を取り払い、より快適な生活の実現を図り、また、生きがいや働きがいを発揮できる環境を整えるためのサポート活動を行うことに関する事業、ならびに地域環境の保護と自然エネルギーの活用に関する事業を行い、生活上の種類の負担の軽減、仕事と雇用の創出、人々の交流と連携に満ちた生き生きとした地域を創造していくことに寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年 1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称簿

| 名称           | 所在地                 | 限    |      | 公称戸数 | 区分  | 賃               |                |                |                |                |                | 敷金     | 備            |                |
|--------------|---------------------|------|------|------|-----|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|--------------|----------------|
|              |                     | 住宅形式 | 坪単価  |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が133,000円以下者 | 収入が143,000円以下者 | 収入が153,000円以下者 | 収入が163,000円以下者 | 収入が173,000円以下者 |        |              | 収入が183,000円以下者 |
| 県営五十鈴アパート1号  | 山形市大野目二丁目2-12       | 3K   | 51.2 | 1    | 一般用 | 14,800          | 17,900         | 21,200         | 24,500         | 28,400         | 25,400         | 25,400 | 3月分の家賃に相当する額 |                |
| 同 南山形アパート4号  | 同 南松原一丁目9-1         | 同    | 39.9 | 1    | 同   | 9,900           | 12,000         | 14,200         | 16,000         | 16,000         | 16,000         | 16,000 | 差身可          |                |
| 同 松町アパート1号   | 同 松町四丁目12-16        | 3DK  | 53.4 | 1    | 同   | 13,900          | 22,900         | 27,100         | 31,300         | 36,100         | 36,100         | 41,500 |              |                |
| 同 あたごアパート    | 同 小台川町五丁目27-15      | 3LDK | 71.9 | 2    | 同   | 23,900          | 35,100         | 41,500         | 47,900         | 55,300         | 55,300         | 63,500 |              |                |
| 同 土屋舎アパート1号  | 上山市美咲町2-3           | 3DK  | 51.3 | 1    | 同   | 12,700          | 15,400         | 18,200         | 21,000         | 24,300         | 24,300         | 27,900 |              |                |
| 同 2号         | 同                   | 同    | 51.3 | 2    | 同   | 12,300          | 15,600         | 18,400         | 21,300         | 24,600         | 24,600         | 28,200 |              |                |
| 同 金生アパート     | 同 金生一丁目13-13        | 3K   | 44.4 | 1    | 同   | 10,800          | 12,700         | 14,900         | 14,900         | 14,900         | 14,900         | 14,900 | 差身可          |                |
| 同 泉清水アパート2号  | 同 泉清水一丁目10-12       | 3DK  | 69.4 | 1    | 同   | 22,300          | 27,100         | 32,000         | 36,900         | 42,700         | 42,700         | 49,000 |              |                |
| 同 泉岡アパート1号   | 茨城県中里一丁目2-1         | 同    | 75.9 | 1    | 同   | 27,400          | 33,300         | 39,400         | 45,400         | 52,500         | 52,500         | 60,200 |              |                |
| 同 中原アパート2号   | 茨城県山形市大平栗崎881-2     | 同    | 69.4 | 1    | 同   | 22,900          | 27,300         | 32,800         | 37,900         | 43,800         | 43,800         | 50,300 |              |                |
| 同 南津江江アパート1号 | 茨城県江刺市大津西浦109-5     | 同    | 62.6 | 1    | 同   | 17,200          | 20,900         | 24,700         | 28,600         | 33,000         | 33,000         | 37,900 |              |                |
| 同 庄沢アパート     | 西村山郡大江町大井藤田半藤田294-3 | 同    | 59.3 | 1    | 同   | 13,300          | 16,200         | 19,100         | 22,100         | 25,500         | 25,500         | 29,300 |              |                |
| 同 谷地アパート     | 西村山郡河北町谷地龍町1-4-1    | 同    | 59.3 | 1    | 同   | 14,600          | 17,700         | 20,900         | 24,100         | 27,900         | 27,900         | 32,000 |              |                |
| 同 尾花沢アパート    | 尾花沢市新町一丁目9-12       | 同    | 64.2 | 1    | 同   | 19,300          | 24,000         | 28,400         | 32,700         | 37,800         | 37,800         | 43,400 |              |                |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年2月2日から同月8日まで(月曜日は休館となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成19年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成19年3月25日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                        | 限    |        | 公営戸数 | 区分  | 家賃              |                |                |                |                |                | 敷金           | 備要 |
|------------------|----------------------------|------|--------|------|-----|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|----|
|                  |                            | 住宅形式 | 坪当り坪単価 |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が133,000円以下者 | 収入が143,000円以下者 | 収入が153,000円以下者 | 収入が163,000円以下者 | 収入が173,000円以下者 |              |    |
| 県営中田第2ア<br>パート1号 | 米沢市中田町<br>901-2            | 3DK  | 54.6   | 1    | 一般用 | 12,900          | 15,700         | 18,500         | 21,400         | 24,700         | 28,400         | 3月分の家賃に相当する額 |    |
| 同 成島アバ<br>ート1号   | 同 成島町三<br>丁目2-95           | 同    | 58.0   | 1    | 同   | 15,000          | 18,200         | 21,600         | 24,900         | 28,800         | 33,000         |              |    |
| 同 鶴之北アバ<br>ート    | 西置賜郡川西町<br>犬井中小松3917<br>-1 | 同    | 70.7   | 1    | 同   | 19,900          | 24,100         | 28,500         | 32,900         | 38,000         | 43,700         |              |    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年2月1日から同月7日まで(ただし、郵送の場合は、平成19年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成19年3月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地           | 限    |            | 公営戸数 | 区分  | 賃                       |                    |                    |                    |                    |                    | 敷金            | 備 |
|------------|---------------|------|------------|------|-----|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|---|
|            |               | 住宅形式 | 坪当り<br>坪単価 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が133,000円<br>以下者 | 収入が143,000円<br>以下者 | 収入が153,000円<br>以下者 | 収入が163,000円<br>以下者 | 収入が173,000円<br>以下者 |               |   |
| 県営小出アパート2号 | 県営小出町3-2      | 3DK  | 58.0       | 1    | 一般用 | 14,200                  | 17,200             | 20,400             | 23,500             | 27,100             | 31,200             | 3ヶ月分の家賃に相当する額 |   |
| 同 小国アパート1号 | 西郷郡小国町大平兵庫3-1 | 同    | 58.0       | 1    | 同   | 12,500                  | 15,200             | 18,000             | 20,700             | 24,000             | 27,500             |               |   |
| 同 2号       | 同 3-2         | 同    | 59.4       | 1    | 同   | 13,400                  | 16,300             | 19,300             | 22,300             | 25,700             | 29,600             |               |   |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年2月1日から同月9日まで(土、日曜日は休館となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 西置賜事務所  
(長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成19年3月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年1月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                | 限 格  |                | 公 共 戸 数 | 区 分             | 家 賃                     |                    |                    |                    |                    |                    | 敷 金                      | 備 考 |
|-----------------|--------------------|------|----------------|---------|-----------------|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|-----|
|                 |                    | 住宅形式 | 坪当り<br>月賃<br>円 |         |                 | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が133,000円<br>以下者 | 収入が133,000円<br>以下者 | 収入が133,000円<br>以下者 | 収入が133,000円<br>以下者 | 収入が133,000円<br>以下者 |                          |     |
| 県営美原アパ-<br>ト2号B | 鶴岡市美原町19<br>-28    | 3DK  | 77.0           | 1       | 一般用             | 20,700                  | 25,100             | 29,700             | 34,300             | 39,600             | 45,500             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |     |
| 同 美原住宅          | 同 大字美原<br>字津見15-1  | 2DK  | 63.5           | 1       | 特定目的用<br>(新築専用) | 16,500                  | 20,000             | 23,600             | 27,300             | 31,500             | 36,200             |                          | 逐月可 |
| 同 城南アパ-<br>ト1号A | 同 城南町9<br>-34      | 3DK  | 62.6           | 1       | 一般用             | 18,200                  | 22,100             | 25,100             | 30,100             | 34,800             | 39,900             |                          |     |
| 同 こがねアパ-<br>ト1号 | 酒田市こがね町<br>一丁目21-1 | 同    | 63.5           | 1       | 同               | 17,200                  | 20,800             | 24,600             | 28,400             | 32,800             | 37,700             |                          |     |
| 同 3号B           | 同 21-14            | 同    | 69.5           | 1       | 同               | 19,400                  | 23,500             | 27,800             | 32,100             | 37,100             | 42,500             |                          |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年2月5日から同月9日まで(土、日曜日は休館となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成19年3月下旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252号の38第6項の規定により、山形県知事から、平成17年4月28日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成19年 1月26日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 外部監査<br>実施機関名 | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                           | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各機関共通         | <p>&lt;証明手数料について&gt;<br/>「学校教育法」に規定されていない産業技術短期大学校、同庄内校及び農業大学校についても手数料の徴収を検討する必要がある。</p>                                                                                                          | <p>【産業技術短期大学校】<br/>「山形県手数料条例」の一部を改正し、平成18年4月1日から手数料を徴収することとしました。</p> <p>【産業技術短期大学校庄内校】<br/>「山形県手数料条例」の一部を改正し、平成18年4月1日から手数料を徴収することとしました。</p> <p>【農業大学校】<br/>「山形県手数料条例」の一部を改正し、平成18年4月1日から手数料を徴収することとしました。</p>                                                                                         |
| 各機関共通         | <p>&lt;随意契約としている委託業務について&gt;<br/>代替業者の存在する委託業務については、相見積りを実施することが必要である。また、毎年入札で選定することが非効率と考えられる業務であっても、定期的(3~5年おき程度)に入札を行うか、複数年契約とすることも検討が必要である。<br/>保健医療大学(大学施設警備)<br/>産業技術短期大学校(日常設備管理、庁舎警備)</p> | <p>【保健医療大学】<br/>平成17年度までは単年度契約のため、施設警備については各年の業者変更により多数のセンサー等既設置機器を付け替えることに不都合があったことから、業者を毎年入札で選定することは非効率と考え、実施しておりませんでした。平成17年度検討を行い、平成18年度分の契約から機器の減価償却を考慮して長期継続契約とすることにより、定期的に入札を行うこととしました。</p> <p>【産業技術短期大学校】<br/>日常設備管理業務委託については指名競争入札(単年度契約)を実施しています。<br/>庁舎警備については、指名競争入札で複数年契約(5年)としています。</p> |
| 各機関共通         | <p>&lt;備品の現品照合について&gt;<br/>規定に従って現品照合を行うべきである。また、備品の件数が多いため、循環棚卸の方法により現品の数及び使用可能性について確認することを検討する必要がある。</p>                                                                                        | <p>【米沢女子短期大学】<br/>定期的な現品照合に関する計画を平成17年6月に策定し、平成17年度の現品照合等を平成17年7~9月にかけて実施しました。なお、備品の件数が非常に多いため、全ての現品照合等は平成19年度までに実施する予定です。</p> <p>【保健医療大学】<br/>備品の件数が非常に多いため、照合の方法を検討した結果、平成18年度より循環棚卸により計画的に現品の数及び使用可能性について確認することとしました。(照合計画を作成し、実施中)</p>                                                            |

|              |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |                                                                                                   | <p><b>【産業技術短期大学校】</b><br/>平成17年度から現品の数及び使用可能性を確認しています。<br/>平成18年度から各学科に備品管理担当者を配置し、各学科ごと定期的を実施していくこととしています。</p> <p><b>【産業技術短期大学校庄内校】</b><br/>各学科の現品照合は平成18年3月に実施しました。<br/>今後は、毎年8月の夏季休業中と3月に実施していきます。</p> <p><b>【農業大学校】</b><br/>備品の適正な管理を行うため、循環棚卸等の手法を検討するとともに、備品カード及び備品表示票等の整理についても、平成17年4月から計画的に実施しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>各機関共通</p> | <p>&lt; 備品表示票について &gt;<br/>管理物品全てに備品表示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。また、備品の現品照合により、記載内容を適切にする必要がある。</p> | <p><b>【米沢女子短期大学】</b><br/>備品の現品照合に関する計画により、平成17年7～9月にかけて今年度の備品の現品照合を実施し、備品表示票のないものや不鮮明なものは貼付しなおすなどし、記載内容を適切にしました。なお、備品の件数が非常に多いため、全ての現品照合は平成19年度までに実施する予定です。</p> <p><b>【保健医療大学】</b><br/>平成18年3月までに全ての管理物品に備品表示票を貼付しました。<br/>その後、順次備品の現品照合を行い記載内容を確認します。</p> <p><b>【産業技術短期大学校】</b><br/>平成17年度から、管理物品全てに備品表示票を貼付し照合できるよう計画的に点検を行っています。</p> <p><b>【産業技術短期大学校庄内校】</b><br/>指摘された備品表示票については記載内容を適正にしました。<br/>今後、現品照合にあわせて備品表示票の貼付を確認していきます。</p> <p><b>【農業大学校】</b><br/>平成16年7月より備品を取得した場合は、速やかに備品表示票の貼付を行っています。<br/>現品照合については、循環棚卸等の手法を検討し、備品カードと備品表示票の照合等、計画的に実施します。</p> |
| <p>各機関共通</p> | <p>&lt; 蔵書点検について &gt;<br/>規定に従い、毎年蔵書点検を行う必要がある。<br/>(産業技術短期大学校、産業技術短期大学校庄内校、農業大学校)</p>            | <p><b>【産業技術短期大学校】</b><br/>平成17年度から「図書館規程」に基づき、順次蔵書の点検作業を行っています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|              |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                        |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |                                                                                                                                                                     | <p>【産業技術短期大学校庄内校】<br/>平成17年度において、夏季休業中に蔵書の点検作業を実施しました。<br/>今後とも毎年実施していきます。</p> <p>【農業大学校】<br/>平成17年 8月より、「図書館規定」に基づき、蔵書点検を実施しています。</p> |
| 山形県立米沢女子短期大学 | <p>&lt;備品カードの備品番号記載について&gt;<br/>平成13年度～15年度取得の備品カードを査閲した結果、備品番号の記載が行われていないことが判明したと同時に、備品標示票にも番号の記載がない。<br/>番号管理により、担当者が交代した際も適切な備品管理を行えるように配慮すべきである。</p>            | <p>備品の現品照合に関する計画により、平成17年 7～9月にかけて平成17年度の備品の現品照合を実施し、備品カードの備品番号を付し番号で管理できるようにしました。なお、備品の件数が非常に多いため全ての備品に番号を付すのは平成19年度になる予定です。</p>      |
| 山形県立米沢女子短期大学 | <p>&lt;本体の附属品の管理について&gt;<br/>測定装置等には、附属品が多数あるが、備品番号に枝番を付するなど番号管理が行われておらず、備品標示票等の貼付もないため附属品について現品照合が困難になっている。<br/>枝番等を利用して番号管理を行うとともに、附属品についても全て備品標示票を貼付する必要がある。</p> | <p>備品の現品照合に関する計画により、平成17年 7～9月にかけて平成17年度の備品の現品照合を実施し、本体の付属品についても備品番号を付し番号で管理できるようにしました。なお、備品の件数が非常に多いため全ての備品に番号を付すのは平成19年度になる予定です。</p> |
| 山形県立米沢女子短期大学 | <p>&lt;備品標示票について&gt;<br/>貼付があるものの、取得時期が古いものについては、記載内容が分からないものが存在したので、現品照合等により、記載内容を適切にする必要がある。</p>                                                                  | <p>定期的な現品照合に関する計画を平成17年 6月に策定し、平成17年度の現品照合等を平成17年 7～9月にかけて実施しました。なお、備品の件数が非常に多いため、全ての現品照合等は平成19年度までに実施する予定です。</p>                      |
| 山形県立米沢女子短期大学 | <p>&lt;備品標示票の貼付状況について&gt;<br/>抽出した24件について現品との照合を行い、同時に備品標示票の貼付状況を確認した結果、6件について備品標示票の貼付を確認できなかった。管理物品全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。</p>                            | <p>定期的な現品照合に関する計画を平成17年 6月に策定し、平成17年度の現品照合等を平成17年 7～9月にかけて実施しました。なお、備品の件数が非常に多いため、全ての現品照合等は平成19年度までに実施する予定です。</p>                      |
| 山形県立米沢女子短期大学 | <p>&lt;評価価格整理簿の記載状況について&gt;<br/>美術品管理簿の評価価格整理簿が空欄になっているもの(「樹」外2件)について、「美術品管理要領について(通知)」のとおり、管財課と協議の上、評価価格の算定を行うべきである。</p>                                           | <p>評価価格の算定について、平成17年 6月10日に管財課に協議し、平成17年 6月30日付けで管財課から評価の通知を受けました。</p>                                                                 |
| 山形県立保健医療大学   | <p>&lt;備品カードでの管理について&gt;<br/>平成11年度以前に購入した備品については、備品カードを作成せず一覧表で管理しているが、平成11年以前についても本来備品カードを作成して管理すべきである。なお、業務の効率性を考えれば、「山形県財務</p>                                  | <p>平成11年度以前に購入した備品についても、平成18年 1月までに購入年度ごとに番号を付し、備品カード・備品標示票を作成しました。</p>                                                                |

|                  |                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 規則」を見直し、備品カードに替えて表計算ソフトやデータベースソフトを用いた物品管理簿の様式を検討することが望まれる。                                                                                                                                    |                                                                                                                             |
| 山形県立保健医療大学       | <p>&lt; 備品番号での管理について &gt;</p> <p>平成11年度以前の物品には備品番号が付されていないため、現品の照合が困難になっているものがある。番号管理により、担当者が交代した際も適切な備品管理を行えるよう配慮すべきである。</p>                                                                 | 平成11年度以前に購入した備品についても、平成18年1月までに購入年度ごとに番号を付し、番号により備品管理を行えるよう整備しました。                                                          |
| 山形県立保健医療大学       | <p>&lt; 備品標示票の貼付状況について &gt;</p> <p>平成11年度以前については、備品標示票を貼付していないか、備品標示票が貼付されていても一覧表に備品番号の記載がないため備品標示票にも備品番号がつけられていない。そのため、現品の照合が困難になっている。</p> <p>管理物品全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とすべきである。</p>        | 平成11年度以前の備品についても、平成18年3月までに、照合のうえ備品標示票を貼付するとともに、その後一覧表及び備品標示票に備品番号をつけ、資産の照合を実施しました。                                         |
| 山形県立保健医療大学       | <p>&lt; 本体の附属品の管理について &gt;</p> <p>各種解析システム、測定装置、視聴覚装置には附属品が多数ある。しかし、備品番号に枝番を付するなど番号管理が行われておらず、備品標示票等の貼付もないため、附属品について現品の照合が困難になっている。</p> <p>枝番等を利用して番号管理を行うとともに、附属品についても全て備品標示票を貼付する必要がある。</p> | 解析システム・測定装置・視聴覚装置の付属品について備品カードの仕様書に記載されており、かつ機器の操作に不可欠な主要付属品については、枝番号を付したうえで備品標示票を新たに作成し、平成18年3月までに貼付しました。                  |
| 山形県立産業技術短期大学校    | <p>&lt; 随意契約としている委託業務について &gt;</p> <p>代替業者の存在する業務については、随意契約の場合でも相見積りを実施することが必要である。また、毎年入札で選定することが非効率と考えられる業務であっても、定期的(例えば3~5年おき程度)に入札を行うか、若しくは複数年契約とすることも検討する必要がある。</p>                       | 平成18年度より「冷温水発生機切替保守点検」及び「空調設備機械保守点検」をまとめて「空調設備機械保守点検」とし、指名競争入札(単年度契約)としました。                                                 |
| 山形県立産業技術短期大学校    | <p>&lt; 蔵書点検について &gt;</p> <p>蔵書の定期点検は年1回行うこととなっているが、近年は行われていない。</p> <p>規定に従い、毎年蔵書点検を行う必要がある。</p>                                                                                              | 平成17年度から「図書館規程」に基づき、順次蔵書の点検作業を行っています。                                                                                       |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | <p>&lt; 備品カードについて &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書棚、ロッカーの一部でカードに場所、番号の記載がないため即座に現品照合できないもの</li> <li>・備品カードに番号の記載のないもの、番号が取得年月日を基準にしたものや単なる数値で一貫性がない</li> </ul>              | <p>備品カードの点検・整備を年次的に順次実施していきます。</p> <p>平成17年度は平成18年3月に行いました。</p> <p>今後は毎年夏季休業中の8月と3月に実施していきます。</p> <p>場所等の記載がないものについては記載</p> |

|                  |                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カードが重複しているものが2件存在した</li> <li>・カード記載の金額が、購入総額が記載されているもの、総額の記載がなく購入単価のみ記載されているもの</li> </ul> <p>備品カードの記載すべき事項はもれなく記載し、管理上、現品と即座に照合できる状態にしておくべきである。番号や金額については統一した内容で記載すべきである。</p> | <p>を補完し、番号については年度ごとに一連番号をつけるよう統一していきます。</p>                                                      |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | <p>&lt; 備品標示票について &gt;</p> <p>現品調査時に備品標示票の貼付がないものが2件、備品標示票の記載内容が不明のものが存在したので、適切な備品標示票を貼付すべきである。</p>                                                                                                                   | <p>指摘された備品表示票については、記載内容を適正にしました。</p> <p>今後、現品照合にあわせて備品表示票の添付確認を行います。</p>                         |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | <p>&lt; 寄贈品について &gt;</p> <p>平成14年度の卒業生より寄贈のあったテレビ・ビデオについては備品カードが存在しなかった。</p> <p>寄贈などがあった場合には速やかに総務に連絡される体制が必要である。また寄贈品についても評価額が2万円以上のものは備品カードへの記載が必要であり、2万円未満のものでも台帳等を作成し管理すべきである。</p>                                | <p>指摘の物品は2万円未満であったため備品カードによる管理の対象とはなりません。指摘の趣旨に基づき平成17年度から台帳を整備しました。</p>                         |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | <p>&lt; 図書の管理について &gt;</p> <p>管理規程等が定められていない。また、図書台帳は作成されているが、蔵書点検は行われておらず、紛失図書の把握や台帳登録の漏れ(平成15年度購入分3件)誤りを把握できない状況である。</p> <p>図書の管理規程を作成するとともに、図書台帳の整備、毎年の蔵書点検の実施等管理を徹底する必要がある。</p>                                   | <p>平成17年度において、夏季休業中に蔵書の点検作業を実施しました。</p> <p>また、図書(室)管理のあり方を全般的に再検討のうえ、平成17年度中に「図書室規程」を整備しました。</p> |

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252号の38第6項の規定により、山形県知事から、平成18年4月28日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成19年1月26日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 外部監査実施機関名  | 監査結果                                                                                                                           | 措置の内容                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 環境科学研究センター | <p>&lt; 備品番号について &gt;</p> <p>備品カードは一覧性がなく、連番管理がなされていない。また、備品標示票と備品番号によるつながりが保たれていない。各備品毎に連番で番号を付し、備品カードと現物が対応するようにする必要がある。</p> | <p>全備品を指定物品、機械器具、図書に区分し、備品カードの情報を一覧表にまとめ、備品カードと現物が対応するようにしました。</p> |

|            |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境科学研究センター | <p>&lt;利用頻度の少ない資産について&gt;<br/> 指定物品で平成16年度中の稼働日数が10日以下の備品が6台あった。このうち乾式自動測定機目盛校正用ガス調製装置2台は、調整された標準ガスが民間から購入が可能となり、使用日数ゼロで今後の使用見込みもないとのことであり、処分するのが適切である。</p>                     | <p>指摘のあった備品について、平成18年4月28日に廃棄処分しました。</p>                                                                                                                                                       |
| 環境科学研究センター | <p>&lt;随意契約について&gt;<br/> 環境大気常時監視自動測定器保守点検及び酸性雨検体回収業務について、1者随意契約をしているが、検体回収業務については、保守点検業者と同一の業者と随意契約する必要はなく、別途、入札を実施すべきである。</p>                                                 | <p>酸性雨検体回収業務について、平成18年度から別途契約しました。</p>                                                                                                                                                         |
| 工業技術センター   | <p>&lt;利用頻度の少ない資産について&gt;<br/> 指定物品で平成16年度中の稼働日数ゼロの備品が24件あった。このうち即時処分すべきと思われる物件は下記の2件である。<br/> ・自動熱膨張計 ・周波数アナライザー<br/> また、単独研究のみに使用する機器に関しては、リース、レンタルによる効率的な機器利用を考慮する必要がある。</p> | <p>指摘のあった2件の物品について、平成18年1月10日に廃棄手続きを行い処分しました。<br/> リース・レンタルによる機器利用は、一部（ロードセル、キセノンウェザメータ、テキスタイルデザインシステム）対応しています。今後の機器導入にあたっては、必要性、利用見込みなどを十分検討し、効率的な機器利用の推進を図るために、リース・レンタルも考慮した上で機器整備を行います。</p> |
| 工業技術センター   | <p>&lt;薬品管理について&gt;<br/> 所定の管理規定、取り扱い手順書が作成されているが、「化学物質受払簿」への記載、「化学物質保管リスト」の確認、承認がもれているものなど、不適切な取扱となっているので、是正すること。<br/> また、薬品保管場所の鍵の取扱いに係る規定をより具体的な内容とする必要がある。</p>              | <p>平成17年度からISO14001の認証登録を解除しましたが、施設の環境維持は継続していくため、報告書等の作成、確認及び承認もれがないように徹底しました。<br/> 化学物質保管庫の鍵の取扱いについては、保管庫のある各部屋の火元責任者が管理することとし、各鍵の保管場所を明記したリストを作成して既に通知しました。</p>                             |
| 農業試験場      | <p>&lt;備品標示票について&gt;<br/> 備品標示票の貼り付けのないもの、記載内容が消えているものが散見された。備品標示票の貼り付け及び記載内容の書き直しを行う必要がある。<br/> また、備品番号が付されていないため、第三者に現品照合が正しく行われたかどうか判断できない。備品標示票に備品番号を記入する必要がある。</p>         | <p>使用中に剥離したものと思われるので、備品番号を記入し貼付けました。</p>                                                                                                                                                       |
| 農業試験場      | <p>&lt;未登録農薬を使用した収穫物の管理について&gt;<br/> 未登録農薬を使用した収穫物や作物残渣は、「未登録農薬使用試験区の生産物処理について」の内部規定に従って処理されて</p>                                                                               | <p>内規に沿って、所内での報告・決裁体制を確立しました。（平成18年3月29日付け「試験研究実施にともなう登録前農薬等のほ場試験に係るガイドライン」）</p>                                                                                                               |

|          |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                      |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | いるが、未登録農薬を使用した収穫物が、何時、誰が処理したかは、作業日報に各実施者が記載しているだけなので、場内での決裁手続きを確立する必要がある。                                                                                   |                                                                                                                                                                                      |
| 園芸試験場    | <p>&lt;生産物の受払管理について&gt;</p> <p>生産物引渡し伝票を通査したところ、各部生産物主任による押印及び部長による決裁印がないものが散見された。「園芸試験場生産品受け払い事務取扱要領」に基づく適正な取扱いを行うこと。</p>                                  | 「農業生産技術試験場生産品受け払い事務取扱要領」に基づく、引継ぎの際の確認、決裁等適正な取扱いを徹底しました。                                                                                                                              |
| 園芸試験場    | <p>&lt;生産物売却単価の設定について&gt;</p> <p>「園芸試験場生産品受け払い事務取扱要領」で品質並びに直近の市況を勘案して設定することとなっているが、単価算出の基本的考え方、係数の根拠等について必ずしも明確になっていない。単価決定の方針を明確にした規定に修正する必要がある。</p>       | 「農業生産技術試験場生産品受け払い事務取扱要領」の見直しを行い、単価の決定にあたり合理性のある係数等を用いること、また、その根拠を明確にするよう改正しました。                                                                                                      |
| 砂丘地農業試験場 | <p>&lt;未登録農薬を使用した作物の管理について&gt;</p> <p>未登録農薬を使用した収穫物が、何時、誰が処理したかは、作業日報に各実施者が記載しているのみであり、試験場内での報告、決裁体制が確立していない。試験責任者が廃棄・堆肥処理に立ち会う等、確実に処理するシステムを確立する必要がある。</p> | 指摘を受け平成18年3月20日に「試験研究実施にともなう登録前農薬等のほ場試験に係るガイドライン」を作成し、平成18年度から、それに基づき、確実に処理するシステムを確立し実施しています。                                                                                        |
| 養豚試験場    | <p>&lt;豚の貸付料の算定について&gt;</p> <p>豚の貸付は無償で行われているが、発生したコストは受益者が負担するのが原則であり、公益上無償とする必要がある場合は、その根拠を明らかにして所定の決裁を受ける必要がある。</p>                                      | 養豚振興上、農家に種豚を安く供給するため、増殖部門における原価を抑えるために無償で貸付し、残存価格で払い下げるものであります。このため、現行の取扱いを引き続き実施せざるを得ないため、平成18年度から根拠を明らかにし、所定の決裁を受け実施することとしました。                                                     |
| 養豚試験場    | <p>&lt;棚卸差異について&gt;</p> <p>平成17年3月31日現在でたな卸表と物品管理簿に10頭の差異があった。差異の原因を明らかにする文書を作成する必要がある。</p>                                                                 | <p>物品管理簿には収入調定終了月日に記載したため差異が生じたもので、平成18年度から払出し月日で整理することにしました。</p> <p>また、棚卸表には生体の頭数が記載されますが、枝肉出荷の場合、物品管理簿には枝肉払出し月日で記載するため、月末日にと殺があった場合に差異が生じます。この場合は棚卸表、物品管理簿の双方にその旨を記載することとしました。</p> |
| 養豚試験場    | <p>&lt;販売価格の原価計算について&gt;</p> <p>平成17年度は、価格算定根拠については、全国でオークションが行われている会場についての平均値で算定されているが、原価計算が行われていない。原価計算のデータも参照に価格設定を行う必要がある。</p>                          | 平成18年度からは、原価計算データも参考とすることとしました。                                                                                                                                                      |

|            |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林研究研修センター | <p>&lt;農薬の現物管理について&gt;<br/>圃場農薬管理について、サンプリングをして実査を行った結果、ディプレックス及び展着剤Sについて管理台帳との差異があった。受払の管理を徹底する必要がある。</p> <p>なお、後日差異を調査したところ「農薬等使用カード」の提出漏れが判明した。</p>                                                                               | <p>「森林研究研修センター薬品類管理要領」を改正（平成18年3月1日）し、これまで以上に「農薬使用カード」の提出及び払出時の確認の徹底を図っています。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 森林研究研修センター | <p>&lt;農薬のたな卸について&gt;<br/>農薬のたな卸が行われていない。最低、年1度はたな卸を実施し管理台帳との差異を分析、報告、決裁を行う必要がある。</p> <p>また、たな卸の実施について管理要領に追加して定める必要がある。</p>                                                                                                         | <p>たな卸については、年2回（半期毎）実施することを「森林研究研修センター薬品類管理要領」に明記するとともに、実施範囲、実施者等必要な規定の整備を行いました（平成18年3月1日改正）。</p> <p>平成17年度下期分として、ほ場用農薬は平成18年2月27日、研究用農薬は平成18年3月16日にたな卸を実施しました。その際、「たな卸明細表」を作成し、報告を行うとともに決裁を受けています。</p>                                                                 |
| 森林研究研修センター | <p>&lt;ガソリン・軽油の受払管理について&gt;<br/>油庫に貯蔵しているガソリン・軽油について、受払管理をする必要がある。また、最低年1度は、たな卸を実施し帳簿と実際残高の確認を行う必要がある。</p>                                                                                                                           | <p>「物品出納簿」を整備し、受払の都度、受払の状況を記入しています。また、平成18年度からたな卸は年2回出納員（総務課長）が行い、管理の徹底を図ることとしました。</p>                                                                                                                                                                                  |
| 森林研究研修センター | <p>&lt;利用頻度の少ない資産について&gt;<br/>高速液体クロマトグラフシステムやパソコン、人工気象装置等利用頻度が少ないものが散見された。廃棄にコストがかかる、利用するには旧式すぎる等の理由によるものであるが、将来的に利用見込みのないものについては、処分する必要がある。</p> <p>なお、利用頻度が少ないものについて一元管理がなされ、有効利用が検討される仕組みが必要であり、廃棄の意思決定が行いやすいような仕組みの構築が必要である。</p> | <p>高速液体クロマトグラフシステム他2件の指摘物品については、平成17年11月18日に不用の決定を行い、廃棄処分を行いました。</p> <p>パソコンについては、以前設計したソフトを使用するための機種で、使用頻度は低い代用できる機種がないため、保管維持することとします。</p> <p>なお、このたびの包括外部監査を機に、備品の確認を行い現有備品台帳の整備を行いましたので、これを基に年1回不用の確認を行い、配置替えによる有効利用を検討するとともに使用に耐えないものは速やかに不用の決定を行い、廃棄することとします。</p> |
| 森林研究研修センター | <p>&lt;林木育種園業務について&gt;<br/>林木育種園業務委託は、平成13年度から1者随意契約で行っている。随意契約の根拠は契約の相手が1者のみである（地方自治法施行令167の2-1-(2)）としているが、契約内容を検討したところ、場内警備や施設管理の部分も含まれており、契約内容を細分化して契約するなどコスト削減に努める必要がある。</p>                                                     | <p>林木育種園業務の委託については契約内容等を見直し、平成18年度から育種業務・場内警備・施設管理に契約内容を細分化して契約し、コスト削減を図りました。</p>                                                                                                                                                                                       |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>高度技術研究開発センター</p> | <p>&lt;利用が少ない研究機器について&gt;<br/>         機器取得から平成16年度までの10年ないし11年間で利用時間が1,000時間未満の機器は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光パラメトリック発振レーザーシステム</li> <li>・ピコ秒蛍光寿命測定装置</li> <li>・発光パターン計測装置</li> <li>・超高感度瞬間マルチ測光システム</li> <li>・レーザー解析装置</li> </ul> <p>上記のうち平成5年度に取得した発光パターン計測装置は購入後5年間で1時間の利用しかなかった。当時の入居プロジェクトの要望に基づき購入したようであるが、当時の具体的な利用計画が見当たらず、事情は把握できなかった。</p> <p>このようなことが生じないように機器の購入に際しては、利用計画を十分検討するとともに、今後は責任の所在を明確にして購入する必要がある。</p> | <p>機器購入時に、入居団体の要望に応え機器を導入しましたが、研究プロジェクトの終了等により利用が少なくなりました。光パラメトリック発振レーザーシステム及びピコ秒蛍光寿命測定装置は、平成16年度に有機EL研究所に譲渡しました。その他の機器についても、使用見込みを考慮して、譲渡、廃棄等処分も検討します。</p> <p>また、今後、新たな機器を購入する際は、年次利用計画を十分に検討します。</p> |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年 1月26日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立河北病院医事業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院医事経営課 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地  
電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成19年 1月 5日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2 - 9
- 5 落札金額 161,784,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年11月10日